

とくしま農山漁村未来投資事業実施要領

第1 事業の趣旨

近年の県内農林水産業を巡る情勢は、農林水産業者の急激な減少や、気候変動に伴う自然災害の増加などにより、食料安全保障の確保に対する懸念が高まっている。

そこで、本県の農林水産業が持つ「働く力、作る力、売る力、農山漁村の防災力」（以下「自給力」という。）の強化を図り、持続可能な農林水産業を展開するため、地域の未来を担う多様な農林水産業者が実施する経営規模の拡大や経営転換に向けた投資を促進する取組を支援する。

第2 事業の種類

- 1 この要領に基づいて実施する事業は以下のとおりとし、事業種目は別表に定めるとおりとする。なお、政策実践型のうち地域計画実現事業の実施については、運用を別紙に定めることとする。

（1）企画チャレンジ型

地域の実情に応じて様々な課題を解決するため、事業者が主体となって企画しチャレンジする取組を支援する事業

（2）政策実践型

「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」（以下「基本計画」という。）に掲げる持続可能な農林水産業の実現に向けた取組、「とくしま農業振興プロジェクト」の推進に資する取組及び企画チャレンジ型の成功事例の横展開を図る取組を支援する事業

（3）緊急対応支援型

緊急、かつ、やむを得ないものであって、この事業の趣旨に適合し、必要と認める取組を支援する事業

- 2 県は、原則として国や県の他の事業の補助対象とならないものを地域の実情に即して審査の上、予算の範囲内において事業実施主体に対し、事業実施に必要な経費の全部又は一部を補助することとする。

- 3 事業実施期間は1年以内とし、目標年度は事業実施年度の翌々年度とする。

第3 補助対象

- 1 補助対象となる事業内容は、以下のすべての要件を満たすものとする。

（1）県又は市町村が策定した各種計画方針に沿った取組であること。

（2）事業計画の規模が適切であって、事業実施主体の経営収支その他に照らし、事業計画に基づく事業の実施及び目標の達成が確実であると見込まれること。

（3）事業の対象となる機械・施設等（以下「施設等」という。）が、事業実施主体又はその構成員が既に有する施設等の代替（単純更新）として導入されるものでないこと。

- (4) 事業の対象となる施設等は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）第 1 条第 1 項に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）が 5 年以上のものであること。ただし、事業の対象となる施設等が中古施設等である場合には、上記に加え、中古資産耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令第 3 条に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）が 2 年以上のものであること（法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による 2 年間以上の保証があるものであること。）。
 - (5) 事業の対象となる施設等は、利用面積・利用計画からみて規模、能力、構造等適切なものであること。
 - (6) 事業の対象となる施設整備は、関係法令を遵守するとともに、当該施設が立地する地域を所管する関係機関（農業委員会、保健所等）の指導に従うこと。
 - (7) 水産業用施設等を導入する場合は、原則として徳島県水産振興公害対策基金で生産した種苗に係る経費、種苗放流に係る人件費、掃海等の海面を対象とした事業でないこと。
- 2 次に掲げるものは、原則として補助対象としない。
- (1) 既に事業着手又は事業完了しているもの
 - (2) 事業効果の少ない施設等
 - (3) 用地の買収・賃借に要する経費及び補償費
 - (4) 法定耐用年数が 5 年未満の消耗品的物品
 - (5) 事業費が 50 万円未満の事業
 - (6) 過去に本事業の助成を受けた事業実施主体であって、第 10 の 1 に基づく達成状況報告が期限内にできていない事業実施主体
- ただし、企画チャレンジ型、政策実践型のセミハード・ソフト事業及び緊急対応支援型において真に必要と認められる場合は、(4) 又は (5) に該当する事業内容であっても補助対象とすることができるものとする。
- 3 その他の事業実施主体の要件、事業内容の要件、補助率、補助金額の上限は、別表に定めるとおりとする。なお、算出された補助金額に千円未満が生じた場合はそれぞれ切り捨てるものとする。

第 4 事業計画の申請

- 1 本事業の助成を受けようとする事業実施主体は、事業計画承認申請書（様式第 1 号）に事業計画書（様式第 2－1（2、3）号）、事業計画概要書（様式第 3 号）、関係書類（見積書、カタログ・仕様書、図面等）を添付したものを作成し、市町村長に申請する。
- 事業計画書について、企画チャレンジ型は様式第 2－1 号を使用し、政策実践型のうち地域農業支援事業、地域林業支援事業、地域水産業支援事業、労働環境等整備事業、緊急対応支援型は様式第 2－2 号を使用し、政策実践型のうち施設園芸支援事業、新規就農者支援事業、DX・GX 推進事業は様式第 2－3 号を使用するものとする。

添付する見積書やカタログについては、申請時に有用なものであるとともに、事業の目的に合致し、かつ、効率的なものでなければならない。

企画チャレンジ型のうち市町村長が推薦する中心経営体（地域計画の「目標地図」に位置づけられる認定農業者等の地域の中心となる経営体をいう。）においては、市町村長の推薦書（様式第4号）を添付し、農業経営・就農支援センター等へ相談し支援を受けるよう努めるものとする。

- 2 1により提出を受けた市町村長は、取組の内容について適当であるか等を確認し、必要な指導及び調整を行った上で市町村事業計画（様式第11号）に市町村事業計画概要書（様式第13号）及び事業実施主体の事業計画承認申請書を添付したものを作成し、知事に提出する。

第5 事業計画の承認

- 1 知事は、第4の2で提出のあった市町村事業計画について、本事業の助成を受けようとする事業実施主体の取組内容を別添の審査方法に基づき審査し、点数の高い順に予算の範囲内で採択するものとする。なお、同ポイントの場合は県費補助額の低い取組、県費補助額も同額である場合は総事業費の低い取組を優先的に採択する。
- 2 知事は、1で採択されることとなった取組に係る市町村事業計画を承認し、市町村長に通知する。
- 3 2により承認を受けた市町村長は、第4の1で提出のあった事業計画を承認し、事業実施主体に通知する。

第6 事業計画の変更

- 1 事業実施主体は、事業計画書に記載された取組を変更（中止、廃止）する場合は、計画の変更を市町村長に承認申請する。
- 2 1により提出を受けた市町村長は、取組の変更内容について適当であるかどうかを確認し、県と協議を行った上で計画の変更を承認し、事業実施主体に通知する。
- 3 市町村事業計画について、以下の項目に係る変更を行う場合は、第4及び第5の手續に準じて行うものとする。なお、（2）については交付要綱第6条の規定による補助事業変更（中止・廃止）承認申請書の提出をもって代えることができるものとする。
 - （1）事業実施主体リストにおける事業実施主体の追加
 - （2）県費補助額の増減

第7 事業着工届

事業実施主体は補助事業を着工（契約時点をいう。）した場合、速やかに事業着工届（様式第5号）を市町村長に提出するものとし、届出を受けた市町村長は、知事に報告するものとする。

事業着手に当たっては、原則として一般競争入札若しくは3者以上の業者に

よる指名競争入札により事業費を決定するものとする。ただし、農林水産業者が組織する団体又は個人経営体等で、競争入札を執行することが困難な場合にあっては、見積合わせにより事業費を決定することができるものとする。

第8 交付決定前着手届

市町村長（市町村を経由しない事業の場合は事業実施主体）は、やむを得ない理由により交付決定前に事業に着手する必要がある場合は、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（様式第6号）を知事に提出するものとする。

第9 現地確認

- 1 市町村は、事業の着工前及び完了後に現地確認をしなければならない。
- 2 県は、補助金交付申請額が500万円を超える取組については、事業の着工前及び完了後に現地確認をしなければならない。

ただし、市町村が事業実施主体となる場合又は市町村を経由しない場合にあっては、補助金交付申請額に関わらず、県は事業の着工前及び完了後に現地確認をしなければならない。

第10 達成状況報告と評価

- 1 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から3年間、毎年4月末までに前年度の成果目標の達成状況報告（様式第7号）を市町村長に提出しなければならない。

なお、緊急対応支援型については、交付要綱に基づく実績報告書の提出をもって代えることができるものとする。

- 2 1により提出を受けた市町村長は、市町村事業実績（様式第12号）に市町村事業実績概要書（様式第13号）及び事業実施主体の達成状況報告を添付したものを作成し、5月末までに知事に提出する。市町村事業実績の作成に当たっては、事業実施主体の事業計画の進捗状況及び達成状況の評価を行うものとする。
- 3 県は、市町村事業実績の評価結果をとりまとめ、事業の適正執行及び補助対象事業の採択結果に反映させることとする。

また、成果目標が未達成の事業実施主体に対しては、必要な調査を行い、適切な指導を行うこととする。

第11 整備した施設等の管理運営等

1 管理運営等

- （1）事業実施主体は、本事業により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に則して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。
- （2）施設等の管理は、原則として事業実施主体が行うものとする。ただし、事業実施主体がこの事業により整備した施設等の管理運営を直接行い難い場合

には、当該施設等に係る事業の実施地域に係る団体であつて、適当と認められたものに、当該施設等の整備目的が確保される場合に限り、管理運営させることができるものとする。

- (3) (2) に定めるところにより管理運営を委託する場合、管理主体は、原則として別表の事業実施主体の要件を満たす者とする。この場合において、事業実施主体は、管理を委託する施設等の種類、設置場所、委託の期間、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について管理主体と協議し、委託契約を締結するものとする。

なお、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第244条の2の規定に基づく「公の施設」については、条例の定めるところにより地方公共団体から指定を受けた法人その他の団体に委託する場合には、別表の事業実施主体の要件を満たす者以外の民間事業者であっても、施設の管理を行うことができるものとする。

- (4) 県及び市町村は、事業実施主体（管理を委託している場合は管理主体。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、市町村は関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

2 管理方法

- (1) 事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、財産管理台帳を備え置くものとする。
- (2) 事業実施主体は、その管理する施設等について、所定の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう施設等の更新に必要な資金の積立に努めるものとする。
- (3) (2) の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。

ア 事業名及び目的

イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量

ウ 設置場所

エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名

オ 利用者の範囲

カ 利用方法に関する事項

キ 利用料に関する事項

ク 保全に関する事項

ケ 償却に関する事項

コ 必要な資金の積立に関する事項

サ 管理運営の収支計画に関する事項

シ その他必要な事項

- (4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を

図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

- (5) 事業実施主体（市町村を除く。）は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害を被災したときは、直ちに、様式第8号により、市町村長に報告するものとする。

市町村長は、当該報告を受けたときは、当該施設等の被害状況を調査確認し、遅滞なく調査の概要、対応措置等を付し、知事に報告するものとする。

なお、市町村が事業実施主体として災害による報告を行う場合は、知事に報告するものとする。

また、県は必要に応じて事業実施主体に対し指導を行うこととする。

- (6) (5) の報告の後、当該施設等の復旧が不可能であると判断した場合であっても、知事に報告を行い、その確認を受けるものとする。

3 財産処分等の手続

- (1) 事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間（徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「交付規則」という。）第17条及び交付要綱第13条に規定する処分制限期間）内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、交付規則第17条に基づく財産処分として、当該施設等を当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成22年3月26日付け農林第941号知事通知。以下「承認基準」という。）の定めるところにより、市町村長の承認を受けなければならない。この場合において、市町村長は、当該申請の内容を承認するときは、承認基準の定めるところにより、その必要性を検討するとともに、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象施設等の導入に際し、当該施設等を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合は、交付要綱第3条に基づき提出する交付申請書に、経営改善資金計画書の写し等の必要事項（資金の使途、決算状況、資金繰りの状況、収支計画及び返済計画）を記載した書類を付すことにより、交付決定時に併せて承認することができる。

- (2) 市町村が事業実施主体として、その処分制限期間内に（1）に定める財産処分をしようとするときには、承認基準の定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

4 事故の報告

事業実施主体は、天災その他の災害等やむを得ない理由により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を市町村長に報告し、その指示を受けるものとする。また、報告を受けた市町村長は、知事に速やかに報告するものとする。

なお、災害の報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の事業進捗度、被災程度、復旧見込額及び防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写

真を添付するものとする。

また、市町村は、必要がある場合、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

5 増築等に伴う手続

(1) 事業実施主体（市町村を除く。）は、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等（以下「増築等」という。）を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、様式第9号により、市町村長に届け出るものとする。

(2) 市町村長は（1）による届出があった場合、当該増築等の必要性を検討し、意見を付して知事に提出し、必要に応じその指示を受けるものとする。

なお、市町村が事業実施主体として（1）に定める増築等の届出を行う場合は、知事に届け出るものとする。

6 移管手続

(1) 事業実施主体（市町村を除く。）は、施設等について、処分制限期間内に農協等の広域合併等により移管を行ったときは、直ちに、様式第10号により、市町村長に報告するものとする。

(2) 市町村長は、（1）の報告を受けたときは、当該施設等の移管状況を調査確認し、遅滞なく、調査の概要及び対応措置等を付し、知事に報告するものとする。

第12 指導体制の整備と効率的な事業推進

県及び市町村は、本事業の趣旨に鑑み、総合的な指導体制を整備し、関係機関の協力のもとに事業の的確、かつ、効率的な推進に努めるものとする。

第13 その他

1 事業実施主体及び構成員は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農林水産業関係の共済や保険への積極的な加入に努めるものとする。ただし、園芸施設共済の引受対象となる施設を整備する場合にあっては、当該施設の処分制限期間、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に参加等するとともに、第10の1に基づく達成状況報告の際に、加入等が確認できる書類を添付するものとする。

2 事業実施主体は、この事業により取得した施設等に事業実施年度及び事業名を表示しなければならない。

3 要領に定める市町村長への提出は、原則取組の対象地域となる市町村長あてに行うものとする。ただし、取組の対象地域が複数の市町村にまたがるものについては、以下のとおりとし、その他切実な理由により市町村を経由できない取組については、取組の対象地域となる東部農林水産局長、西部総合県民局長又は南部総合県民局長に提出できるものとする。

(1) 取組の主たる対象地域を所管する市町村長に提出することを基本とする。

- (2) 前項以外の場合は、事業実施主体の主たる事務所（代表者の住所）を所管する市町村長に提出するものとする。
 - (3) (1) 及び (2) の規定により難い場合については、取組の対象地域となる東部農林水産局長、西部総合県民局長又は南部総合県民局長に提出できるものとする。
 - (4) (1)、(2)、(3) の規定により難い場合には、知事に提出できるものとする。
- 4 要領に定める知事への提出は、取組の対象地域となる東部農林水産局長、西部総合県民局長又は南部総合県民局長に提出するものとする。

附 則

この要領は令和 7 年 4 月 1 から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(別添)

審査方法

市町村事業計画の取組については以下のとおり審査を行い、点数の高い順に予算の範囲内で採択することとする。

なお、「県評価項目」については以下のとおりとする。

評価項目	内 容
事業目的の的確性	地域の特性に応じたニーズを的確に捉え、課題解決に繋がるか
新規性・独創性	新たな視点や、独自の発想があるか
地域への貢献性・波及性	地域に対して、大きな効果や波及効果が期待できるか
継続性・発展性	補助期間終了後においても、継続して事業を実施できるか
事業規模の妥当性	事業計画や導入する機械・施設の規模積算が妥当、かつ、適切か

1 企画チャレンジ型（企画チャレンジ事業）の審査方法

基礎項目、取組項目（様式第2－1号の3で選択した項目）及び県評価項目（各項目7段階評価）の合計点数【70点満点】

2 政策実践型のうち地域農業支援事業、地域林業支援事業、地域水産業支援事業、労働環境等整備事業、緊急対応支援型（緊急対応支援事業）の審査方法

県評価項目（各項目5段階評価）の点数【25点満点】

3 政策実践型のうち施設園芸支援事業、新規就農者支援事業、DX・GX推進事業の審査方法

基礎項目、取組項目（様式第2－3号の5で選択した項目）及び県評価項目（各項目3段階評価）の合計点数【30点満点】

4 審査に当たっての留意点

過去に本事業の助成を受けたことがある事業実施主体が申請する場合であって、かつ、成果目標が未達成の取組（目標年度未到達の取組を含む）がある場合については、以下のとおり審査することとする。ただし、成果目標が未達成の取組とは異なる品目又は市町村で実施する取組については、この限りではない。

- (1) 1の事業については、基礎項目、取組項目のみの審査とする。【35点満点】
- (2) 2の事業については、県評価項目を各項目3段階評価とする。【15点満点】
- (3) 3の事業については、採択しないこととする。

(別表)

区分	事業種目	補助対象経費	事業実施主体の要件 (以下のいずれかを満たすもの)	事業内容の要件 (以下の全てを満たすもの)	補助率等
企画 チャ レン ジ 型	企画チャレンジ事業	ハード事業 ・地域農林水産業の課題解決に資する農林水産業用機械・施設等導入整備費 セミハード・ソフト事業 ・ハード事業で導入する機械・施設等の効果的、かつ、円滑な実施を図るために必要な会議開催経費（食糧費を除く。以下同じ。）や技術実証に必要な経費	・3戸以上の生産者で構成される組織・団体等 ・農林水産物の生産に従事する従業員が5人以上の法人 ・市町村長が推薦する中心経営体（地域計画の「目標地図」に位置づけられる認定農業者、認定林業事業体、認定漁業者等の地域の中心となる経営体をいう）	・新規性及び地域への波及効果が高い取組であること ・事業費が原則 5,000 万円（補助対象事業費上限）以下の取組であること ・市町村長の推薦により実施する事業については、市町村費の上乗せ補助（補助対象事業費の 1/20 以上）を行うこと ・ハード事業については、地域農林水産業の課題解決に直接関係する機械・施設等の導入整備費であること ・セミハード・ソフト事業については、事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるものであって、かつ、証拠書類によって金額等が確認できる経費であること ・様式第2－1号の取組項目を一つ以上選択しており、達成が見込まれること	ハード事業 ・6/10 以内 補助上限額は、3,000 万円 〈市町村長が推薦する中心経営体の場合〉 ・11/20 以内 補助上限額は、2,750 万円 セミハード・ソフト事業 ・1/2 以内 補助上限額は、60 万円

区分	事業種目	補助対象経費	事業実施主体の要件 (以下のいずれかを満たすもの)	事業内容の要件 (以下の全てを満たすもの)	補助率等
政策実践型	地域農業支援事業	ハード事業 ・地域農業の自給力向上に資する農業用機械・施設等の導入整備費 セミハード・ソフト事業 ・地域農業の自給力向上に資する農業用資材費や技術実証等の経費	・市町村 ・3戸以上の生産者で構成される組織・団体等 ・農林水産物の生産に従事する従業員が5人以上の法人 ・認定林業事業体又は林業経営体 ・認定漁業者	・「基本計画」や「とくしま農業振興プロジェクト」等の県基本方針に沿った取組であること ・地域農林水産業の自給力向上に直接関係する機械・施設等の導入整備費であること ・収益性の向上等の効果に係る以下のいずれかの成果目標を設定しており、達成が見込まれること 1 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 2 生産量又は販売額の10%以上の増加 3 新たな流通ルートへの仕向け割合が10%以上の増加	ハード事業 ・3/10以内 補助上限額は、1,000万円 セミハード・ソフト事業 ・1/2以内 補助上限額は、50万円 ・規模拡大や経営転換のための高能力乳牛や和牛繁殖牛の導入整備については、1頭あたり3万円又は当該経費の3/10以内のいずれか低い額
	地域林業支援事業	ハード事業 ・地域林業の自給力向上に資する林業用機械・施設等の導入整備費 セミハード・ソフト事業 ・地域林業の自給力向上に資する林業用資材費や技術実証等の経費			
	地域水産業支援事業	ハード事業 ・地域水産業の自給力向上に資する水産業用機械・施設等の導入整備費 セミハード・ソフト事業 ・地域水産業の自給力向上に資する水産業用資材費や技術実証等の経費			

区分	事業種目	補助対象経費	事業実施主体の要件	事業内容の要件 (以下の全てを満たすもの)	補助率等
政策実践型	施設園芸支援事業	ハード事業 ・施設園芸等に取り組む際に必要となる園芸用ハウス等の導入整備費 セミハード・ソフト事業 ・施設園芸の推進に関係する資材費や技術実証等の経費	認定農業者又は認定新規就農者のうち、地域計画の「目標地図」に位置づけられる経営体	・「基本計画」や「とくしま農業振興プロジェクト」等の県基本方針に沿った取組であること ・ハード事業については、導入する機械・施設等が経営改善計画又は青年等就農計画の目標を達成するために真に必要なものであること	ハード事業 ・1/2 以内 補助上限額は、700 万円 セミハード・ソフト事業 ・1/2 以内 補助上限額は、50 万円
	新規就農者支援事業	ハード事業 ・新規就農の際に必要な機械等の導入整備費 セミハード・ソフト事業 ・新規就農の促進に関係する資材費や会議開催等の経費	就農後 5 年以内の認定新規就農者又は認定農業者のうち、地域計画の「目標地図」に位置づけられる経営体	・セミハード・ソフト事業については、「とくしま農業振興プロジェクト」の推進に直接関係する取組であること ・様式第 2－3 号の取組項目を一つ以上選択しており、達成が見込まれること	ハード事業 ・1/2 以内 補助上限額は、300 万円 セミハード・ソフト事業 ・1/2 以内 補助上限額は、50 万円
	DX・GX 推進事業	ハード事業 ・スマート技術や環境負荷軽減に取り組む際に必要となる機械等の導入整備費 セミハード・ソフト事業 ・DX・GX の推進に関係する資材費や技術実証等の経費	認定農業者又は認定新規就農者のうち、地域計画の「目標地図」に位置づけられる経営体		ハード事業 ・1/2 以内 補助上限額は、200 万円 セミハード・ソフト事業 ・1/2 以内 補助上限額は、50 万円

区分	事業種目	補助対象経費	事業実施主体の要件 (以下のいずれかを満たすもの)	事業内容の要件 (以下の全てを満たすもの)	補助率等
政策実践型	労働環境等整備事業	ハード事業 - 労働環境等を整備する際に必要となる休憩室・更衣室・トイレ等の導入整備費 セミハード・ソフト事業 - 労働環境等の整備に係る資材費等の経費	- 認定農業者または認定新規就農者のうち、原則地域計画の「目標地図」に位置づけられる経営体 - 林業経営体 - 認定漁業者	「基本計画」や「とくしま農業振興プロジェクト」等の県基本方針に沿った取組であること - 導入する休憩室・トイレ等が - 経営改善計画等の目標を達成するために真に必要なものであること - 農林水産物の生産等に係る作業に使用する期間内において他用途に使用されないものであること - 導入後の適正利用が確認できるものであること - ほ場（作業場）又はほ場（作業場）の近接地に設置するものであること - 収益性の向上等の効果に係る以下のいずれかの成果目標を設定しており、達成が見込まれること - 生産コスト又は集出荷・加工コストの 10%以上の削減 - 生産量又は販売額の 10%以上の増加 - 新たな流通ルートへの仕向け割合が 10%以上の増加 - 雇用者数の増加	ハード事業 1/2 以内 補助上限額は、200 万円 セミハード・ソフト事業 1/2 以内 補助上限額は、50 万円

区分	事業種目	補助対象経費	事業実施主体の要件	事業内容の要件 (以下の全てを満たすもの)	補助率等
政策実践型	地域計画実現事業 (地域計画実現産地育成支援事業)	機構から中山間地域等の条件不利な農地を借り受け、地域の特色を活かした魅力的な産地作りを行う受け手に対する奨励金	公益財団法人徳島県農業開発公社（農地中間管理機構）	1 別に定める指定期間内に、農地中間管理機構と5年以上の農地貸借契約（新規契約に限る）を締結した受け手であること 2 事業対象となる農地が存在する市町村が策定した地域計画に交付対象者が位置づけられること 3 交付対象者が借り受けた農地で地域が推進する作物を栽培し、5年以上耕作することが確実であること	定額(10/10) 補助上限額は、50万円
	地域計画実現事業 (耕作放棄地フル活用事業)	耕作放棄地を借り受けて再生作業を行うための経費		1 別に定める指定期間内に、農地中間管理機構と5年以上の農地貸借契約を締結した受け手であること 2 農業委員会が実施する利用状況調査で「1号遊休農地」に該当する農地または農業委員会によって再生作業が必要と判断された農地を借り受けること 3 事業対象となる農地が存在する市町村が策定した地域計画に交付対象者が位置づけられること	定額（10/10） ①地域が推進する作物を栽培する場合 14万円/10a ② ①以外の作物を栽培する場合 7万円/10a

区分	事業種目	補助対象経費	事業実施主体の要件	事業内容の要件 (以下の全てを満たすもの)	補助率等
政策実践型	地域計画実現事業 (事業承継加速化事業)	(1) 農地や機械等の資産鑑定に要する経費	農業者、農業者等の組織する団体等	1 事業実施主体が、農業会議が設置する相談窓口へ相談し、農業会議が実施する業務の支援対象とされていること 2 事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるものであって、かつ証拠書類によって金額等が確認できる経費であること 3 国又は補助事業の補助対象となっていない経費であること	定額（10/10） 補助上限額は、 50 万円
		(2) 事業承継に要する契約手続き等の経費		1 事業実施主体が、農業会議が設置する相談窓口へ相談し、農業会議が実施する業務の支援対象とされていること 2 事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるものであって、かつ証拠書類によって金額等が確認できる経費であること 3 国又は補助事業の補助対象となっていない経費であること	1/2 以内 補助上限額は、 30 万円

区分	事業種目	補助対象経費	事業実施主体の要件	事業内容の要件 (以下の全てを満たすもの)	補助率等
政策実践型	地域計画実現事業 (事業承継加速化事業)	(3) 農地を含む事業の譲受者が機械等の整備に要する経費	農業者、農業者等の組織する団体等	1 事業実施主体が、農業会議が設置する相談窓口へ相談し、農業会議が実施する業務の支援対象とされていること 2 事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるものであって、かつ証拠書類によって金額等が確認できる経費であること 3 国又は補助事業の補助対象となっていない経費であること	3/10 以内 補助上限額は、 100 万円
		(4) (1) ～ (3) の取組を効果的かつ円滑に実施するのに必要な経費	一般社団法人徳島県農業会議	1 事業の実施に直接的に別に定める経費であって、かつ証拠書類によって金額等が確認できる経費であること	定額(10/10)

区分	事業種目	補助対象経費	事業実施主体の要件 (以下のいずれかを満たすもの)	事業内容の要件 (以下の全てを満たすもの)	補助率等
緊急対応支援型	緊急対応支援事業	ハード・ソフト事業 ・災害や家畜伝染病等の緊急的に対応が必要な取組に係る経費	・市町村 ・3戸以上の生産者で構成される組織・団体等	・災害に関する取組については、農林水産業の被害が発生し、復旧に向けて早急に対応する必要があると真に認められるもの。 ・家畜伝染病に関する取組については、被害が発生又は発生するリスクが高まっており、まん延防止に向けて早急に対応する必要があると真に認められるもの。 ・原則、県費補助額の1/2以上を市町村が負担すること。	ハード・ソフト事業 ・3/10以内 補助上限額は、1,000万円